(設置)

第1条 人間科学研究科・人間科学部にハラスメント相談及び申出に対応するため、人間科学研究科・人間科学部ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)を置く。

(業務)

- 第2条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) ハラスメント相談に関する助言
- (2) ハラスメント相談に係る当事者等間の調停
- (3) 研究科長への報告・対応協議
- (4) 大阪大学ハラスメント相談室との連携
- (5) その他ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関すること。

(相談員)

- 第3条 相談室に次の各号に掲げる相談員を置く。
 - (1) 各学系(行動学系、教育学系、社会学・人間学系、共生学系)から選ばれた教授又は 准教授 各1名
- (2) その他研究科長が必要と認めた者
- 2 相談員は、研究科長が委嘱する。
- 3 第1項第1号の相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 相談員は、前条各号に掲げる業務を行い、必要に応じて相談室会議において協議を行う ものとする。

(室長)

- 第4条 相談室に相談室長(以下「室長」という。)を置き、前条第1項第1号の相談員の中から、研究科長が指名する者をもって充てる。
- 2 室長は、相談室の業務を統括する。

(プライバシーの保護等)

- 第5条 相談室関係者は、相談及び申出に関係する者の名誉、人権及びプライバシーに十分 配慮しなければならない。
- 2 相談員及びハラスメントに起因する問題の対応に関わる者は、任務遂行上知り得た秘密 を他に漏らしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。

(事務)

第6条 相談室に関する事務は、庶務係で行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、相談室に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年7月28日から施行する。

(相談員の任期に関する経過措置)

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第1号の相談員の任期については、同 条第3項本文の規定にかかわらず、平成24年4月30日までとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。